

## 随意契約理由書

件名	六甲アイランドリバーモール I 期北・中央ゾーンポンプ制御盤整備
契約の相手方	クボタ機工(株)
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
<p>六甲アイランドリバーモールは不特定多数の市民が利用する水景施設で、その設備システムは設置から30年以上が経過し、老朽化による劣化が著しい状況にある。</p> <p>今回整備するポンプ制御盤は、地下の機械室に設置されており、水景施設の水循環システムを構成するポンプ等各機器の一連の動作を制御するものである。当該制御盤が正しく動作しなければ、ポンプ等各機器の誤作動が頻出し、水景施設が稼働不能となる為、予防保全の観点から整備を行う必要がある。なお、この水景施設の設備システムは、今回整備するポンプ制御盤をはじめ、「(株)久保田鉄工(現 (株)クボタ)」が独自の技術により一体的に設計・施工したものである。</p> <p>当該設備の整備には、当初の設計・施工者にしか知りえない情報が必須となる事情を勘案すれば、本業務を履行できるのは、それらを熟知した技術者、整備部品を有し、かつ、本整備後の良好な作動を保證することができる当初の設計・施工者である「(株)久保田鉄工(現 (株)クボタ)」のみである。しかしながら、現在、左記業者の水環境機器関連設備の整備・リニューアル部門については、全額出資の子会社「クボタ機工(株)」に業務を移管していることから、本業務は、当該「クボタ機工(株)」を契約相手とする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課設備係  野上 (電話番号 595-6899)